

正

健康保険

被保険者賞与支払届

常務理事	事務長	課長	係長	係員

記入例

④ 賞与支払年月日

平成 26 年 12 月 20 日

届書コード	処理区分	届書
2 6 5	※	

① 事業所整理記号	豊	K	M	L	⑦ 賞与支払予定年月
※		2	2	7	平成 26 年 12 月

社会保険労務士記載欄

⑧

被保険者整理番号	生年月日	賞与支払年月日	賞与額 (合計)	① 被保険者の氏名		② 種別		
				賞	与	賞	与	⑥ ※
年 健 10	5. 30. 01. 02		420 千円	健保	○夫	1	※	送債
年 健 20	5. 35. 02. 13		千円	健保	□夫	1	※	送債
年 健 30	5. 40. 03. 25		350 千円	保健	△夫	1	※	送債
年 健 40	5. 45. 04. 30		千円	屋外	○彦	1	※	送債
年 健 50	5. 50. 05. 01	平成26年12月25日	265 千円	屋外	×夫	1	※	送債
年 健 60	5. 55. 06. 18	平成26年12月25日	130 千円	健康	×彦	1	※	送債
年 健 70	5. 60. 07. 26		114 千円	健康	○子	2	※	送債
年 健 80	7. 02. 08. 04		50 千円	保健	△子	2	※	送債
年 健			千円				※	送債
年 健			千円				※	送債


〒 170 - 6722

東京都豊島区西大塚 10-20-30

株式会社 ○△広告

△△ 次郎

03-3576-54XX



平成 27 年 1 月 6 日提出

受付日付印

◎※印欄は記入しないでください。

◎記入方法並びに印字されている数字の説明が4枚目にありますので、よく読んで記入してください。

副

健康保険 被保険者標準賞与額決定通知書

④ 賞与支払年月日

平成 26 年 12 月 20 日

記入例

① 事業所整理記号	豊	K	M	L	⑦ 賞与支払予定年月	② 被保険者整理番号	③ 生年月日	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与額(合計)	① 被保険者の氏名		⑧ 種別	
										賞与額		⑥※ 作成原因	
										⑦ 通貨によるもの	⑨ 現物によるもの		
A 年 健	10	5.30.01.02							420 千円	健保 ○夫		1	
										420,000 円	0 円	※	
B 年 健	20	5.35.02.13							千円	健保 □夫		1	
										円	円	※	
C 年 健	30	5.40.03.25						350 千円	保健 △夫		1		
									350,000 円	0 円	※		
D 年 健	40	5.45.04.30						千円	屋外 ○彦		1		
									円	円	※		
E 年 健	50	5.50.05.01	平成26年12月25日					265 千円	屋外 ×夫		1		
									265,000 円	0 円	※		
F 年 健	60	5.55.06.18	平成26年12月25日					130 千円	健康 ×彦		1		
									130,000 円	0 円	※		
G 年 健	70	5.60.07.26						114 千円	健康 ○子		2		
									114,000 円	0 円	※		
H 年 健	80	7.02.08.04						50 千円	保健 △子		2		
									50,000 円	0 円	※		
I 年 健								千円				※	
									円	円			
J 年 健								千円				※	
									円	円			

⑤支給1回(同じ月に2回以上支給されたときは合算)につき年度累計で540万円が上限となります。

上記の通り標準賞与額が決定されたので通知します。

平成 年 月 日
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 理事長
(付記)

1. この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で、社会保険審査官(地方社会保険事務局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この処分取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でない限り、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

2. この通知書を受け取ったらすみやかに、決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

事業所所在地	〒 170 - 67ZZ 東京都豊島区西大塚10-20-30
事業所名称	株式会社 ○△広告
事業主氏名	△△ 次郎 殿
電話	03-3576-54XX

正

厚生年金保険 被保険者賞与支払届

決裁

日付印

所長	次長	課長	係長	係員

記入例

④ 賞与支払年月日

平成 26 年 12 月 20 日

届書コード	処理区分	届書
2 6 5	※	

① 事業所整理記号	豊	K	M	L	⑦ 賞与支払予定年月
※		2	2	7	平成 26 年 12 月

社会保険労務士記載欄
印

被保険者整理番号	生年月日	賞与支払年月日	賞与額 (合計)	① 被保険者の氏名		④ 種別	
				賞	与	賞	与
A 健 10	5. 30. 01. 02		420 千円	健保 ○夫		1	
				420,000 円	0 円	※	送信
B 健 20	5. 35. 02. 13		千円	健保 □夫		1	
				円	円	※	送信
C 健 30	5. 40. 03. 25		350 千円	保健 △夫		1	
				350,000 円	0 円	※	送信
D 健 40	5. 45. 04. 30		千円	屋外 ○彦		1	
				円	円	※	送信
E 健 50	5. 50. 05. 01	平成26年12月25日	265 千円	屋外 ×夫		1	
				265,000 円	0 円	※	送信
F 健 60	5. 55. 06. 18	平成26年12月25日	130 千円	健康 ×彦		1	
				130,000 円	0 円	※	送信
G 健 70	5. 60. 07. 26		114 千円	健康 ○子		2	
				114,000 円	0 円	※	送信
H 健 80	7. 02. 08. 04		50 千円	保健 △子		2	
				50,000 円	0 円	※	送信
I 健			千円				
				円	円	※	送信
J 健			千円				
				円	円	※	送信

〒 170 - 6722
 東京都豊島区西大塚 10-20-30
 株式会社 ○△広告
 △△ 次郎
 03-3576-54XX

平成 27 年 1 月 6 日提出

受付日付印



◎※印欄は記入しないでください。

◎記入方法並びに印字されている数字の説明が4枚目にありますので、よく読んで記入してください。

【元号・被保険者種別の説明】

元号 5：昭和 7：平成
被保険者種別 1：坑内員以外の男子 2：女子 3：坑内員 5：構成年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子 6：厚生年金基金の加入員である女子 7：厚生年金基金加入員である坑内員

【記入の方法】

1. ④には、賞与（賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるもの）の支払年月日を記入してください。

たとえば、平成25年8月21日の場合は、平成

2	5	0	8	2	1
---	---	---	---	---	---

 と記入して下さい。

なお、㊸～㊶欄外（上段）に記入した場合は、賞与支払年月日が同日の被保険者にかかる㊸～㊶欄の④については記入しないでください。

2. ㊷には、通貨で支払われた賞与額を記入してください。
3. ㊸には、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって地方社会保険事務局長又は健康保険組合が定めた価格によって算定した額を記入してください。
4. ㊹には、㊷及び㊸の合計額から、1000円未満を切り捨てた額を記入してください。

たとえば、234,765円の場合は

2	3	4
---	---	---

 千円と記入して下さい。

なお、10,000千円以上となる場合は、

9	9	9	9
---	---	---	---

 千円と記入して下さい。

5. 1～3枚目の間にカーボン紙等を入れて記入してください。